

# COP21 新枠組交渉まとまる

パリで開催中の**国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)**は12月12日(2015)、2週間にわたる交渉の末、**2020年以降の新たな温暖化対策の法的枠組みとなる「パリ協定」**を採択した。史上初めて、196カ国・地域が温室効果ガスの削減に参加する枠組みが誕生する。

先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた京都議定書に代わる新たな枠組みでは、**すべての国に削減目標の作成と報告を義務づけ、5年ごとに点検する。**

被害を受ける島国などに配慮して、**産業革命前からの気温上昇を「1.5度未満」に抑える努力も盛り込んだ。「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる」**ことも目指している。

朝日新聞デジタル版2015.12.12から引用

# パリ協定のポイント(朝日新聞2015/12/13から引用)

項目	ポイント
1. 世界全体の目標	気温上昇を2度よりかなり低く抑え、1.5度未満に向けて努力する
	今世紀後半に、温室効果ガスの排出と吸収を均衡させる
2. 各国の目標の取り扱い	削減目標の作成、報告に加え、達成するための各国の国内対策を義務づける
	目標は5年ごとに更新し、後退させない
3. 途上国への支援	25年より前に現在の1000億ドルを下限に積み増すことを議論
	先進国には拠出を義務付け、それ以外の国にも自主的な拠出が奨励される
4. 温暖化の影響への対策	温暖化の被害軽減策を、削減策と並ぶ柱位置づける
	すでに途上国で起きつつある被害の救済策も設ける
5. 今後の主な予定	長期目標の向上や点検に向けて、2018年に会合を開く
	温度上昇が1.5度未満の影響について、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)に2018年に報告するよう求める